

電気・ガス価格高騰緊急対策事業
L P ガス給付金給付事業 L P ガス給付金
申請受付要項
(令和 8 年 1 月～ 3 月期分)

令和 8 年 5 月 1 日

福井県

(委託先事務局 一般社団法人福井県 L P ガス協会)

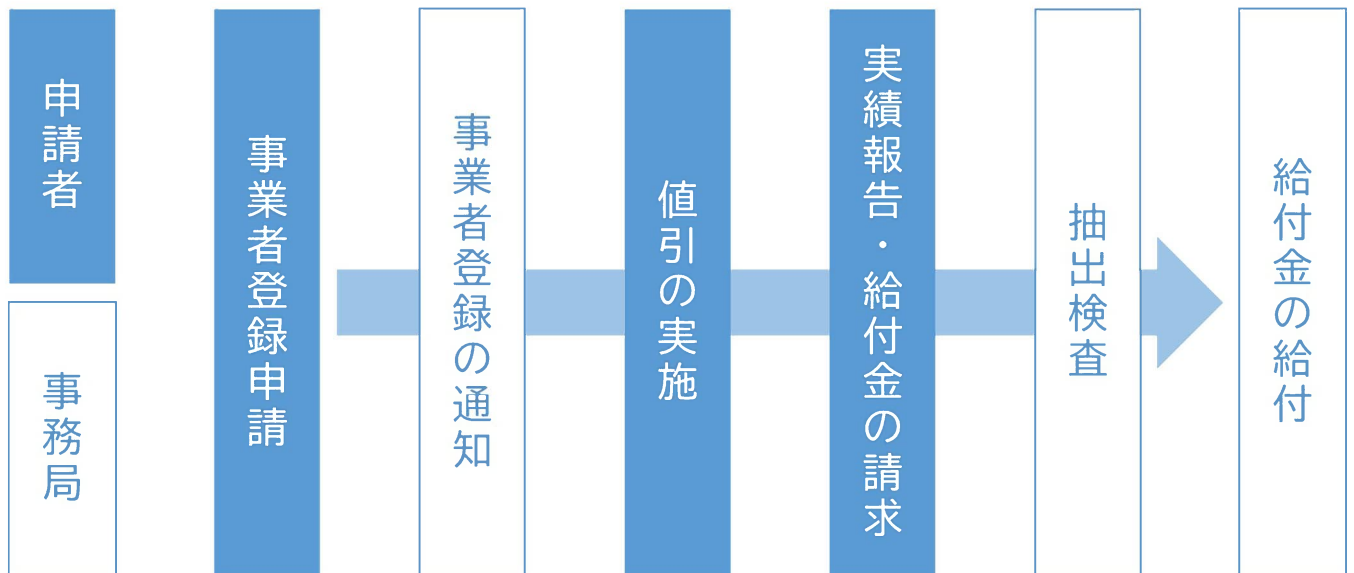
LPガス給付金 申請受付要項 (令和8年1月～3月期分)

LPガス給付金申請受付要項（令和8年1月～3月期分）には、申請要件や注意事項等が記載されています。

必ず要項を熟読し、全ての内容に同意したうえでご申請ください。

LPガス給付金（以下、「給付金」という）は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、LPガス販売事業者（以下「販売事業者」という。）に値引き原資を給付し、国の電気・ガス価格激変緩和対策事業の対象となっていない、LPガスを使用する事業者および一般家庭（以下「LPガス使用者」という）を支援することを目的としています。

本事業は、福井県の委託に基づき、（一社）福井県LPガス協会が事務局となって実施する事業です。



給付金の給付までの流れ ※値引実施前に事業者登録が必要です。

1 販売事業者登録期間

令和8年5月1日（金）から同年6月1日（月）まで

2 申請方法 ※ ①値引き前の販売事業者登録 と

②値引き後の実績報告 の両方の手続きが必要です。

「福井県LPガス給付金」ホームページから登録申請書類および実績報告書類をダウンロードし、原則として電子メールで提出してください。ただし、電子メールでの提出が困難な場合は郵送での提出も可能です。

(ホームページURL) <https://www.fukui-lpg.jp/kyufukin.html>

(電子メールでの提出先) kyufukin@fukui-lpg.jp

(郵送での提出先) 〒918-8037 福井市下江守町第26号35番地4

福井県LPガス給付金事務局 ((一社)福井県LPガス協会 内)

※ 郵送で提出する場合は、簡易書留等の配達記録が残る方法で提出してください。

3 問合せ先

ご不明な点は下記へお問合せください。

福井県LPガス給付金コールセンター

(電話番号) 0776-33-6551

※お問合せの際は、電話番号をご確認のうえ、お掛け間違いのないようお願いします。

(受付時間) 午前9時00分から午後5時00分まで (土、日および祝日は除きます。)

4 販売事業者登録にかかる通知等

- ・登録申請書類の審査の結果、給付金の販売事業者登録を決定したときは登録した旨を通知します。
料金の値引きは必ず販売事業者登録の通知後に実施してください。
- ・登録申請書類の審査の結果、給付金を給付しない旨の決定をしたときは、後日、不給付に関する通知を送付します。

5 給付金の対象となる値引

(1) 値引の対象者

福井県内で家庭用・業務用のLPガスを使用する事業者および家庭等

※ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第2条第2項に定める一般消費者等
およびコミュニティーガス(旧簡易ガス)の使用者

※ ただし、次の場合は対象となりません。

- ・工場などの生産現場における高圧ガス保安法上の工業用LPガスを使用する者
- ・質量販売により供給を受ける者
- ・国または地方公共団体が事務を執行するための施設(庁舎や事務所、研究施設など)

ただし、地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設(学校、図書館、公民館、運動施設、美術館など)は対象となります。

(2) 値引の金額

家庭用	1契約（1メートル）につき税抜 1,000円
業務用（1カ月の料金が10万円未満の場合）	1契約（1メートル）につき税抜 1,000円
業務用（1カ月の料金が10万円以上の場合）	1契約（1メートル）につき税抜 10,000円

※ 業務用LPガスについては、令和8年1月1日から同年3月31日の間に検針したLPガス料金が、どれか1ヶ月でも税抜10万円以上の場合に「10,000円」の値引になります。

(3) 値引の対象期間および値引の方法

(1)の対象者に対して行う、令和8年6月1日から同年6月30日に検針したLPガス料金から、上限1,000円（または10,000円）を値引

※ LPガス料金が、上限1,000円（または10,000円）に満たない場合は、請求金額を上限額とし、翌月以降に繰越さない。

※ 値引きパターン（例）

	原則	上限を満たさない場合	検針をしなかった場合
6月検針分	1,000円	800円	—
合計	1,000円	800円	—

6 LPガス販売事業者へ給付する給付金の金額

次の内容を合計した金額を給付します。

② 「5 給付金の対象となる値引」に基づき、値引きした金額

② 値引件数（1契約（1メートル））×200円

7 給付金の対象者

給付金の対象者は、次の全ての申請要件を満たすLPガス販売事業者とします。

- ① 給付金申請受付要項の内容の全てについて同意していること。
- ② 福井県内で家庭用・業務用のLPガスを使用する事業者および家庭等を対象にLPガスを販売する、LPガス販売事業者であること。
- ③ 本要項等により福井県が指定した内容の値引きを実施し、福井県の支援による値引きであることを明示すること。
- ④ 値引きを実施する販売事業者の一覧の公表に同意するとともに、福井県またはLPガス給付金事務局が実施する情報開示および広報に協力すること。
- ⑤ 給付金の受給前後を問わず、県または事務局から書類の追加提出や説明の求めがあった場合は、これに必ず応じること。
- ⑥ 給付金の受給後に、県から検査、報告、是正のための措置の求めがあった場合は、これに必ず応じること。
- ⑦ 本事業に合わせて恣意的な値上げを行うなど、本事業の趣旨を逸脱する行為を行わないこと。
- ⑧ 申請事業者の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員等が、福井県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員または同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力

団、暴力団員および暴力団員等が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。なお、このことを確認するために必要な事項を福井県警察本部長に照会する場合があることに同意すること。

- ⑨ 「8 不正受給(2)不正受給の例」に記載のような不正の疑いがある場合には、警察当局等に情報提供を行うことに同意すること。

※その他詳細な事項については、「福井県LPガス給付金 よくあるご質問」をご確認ください。

8 登録申請手続等 ※値引きの実施までに申請してください。

(1) 申請書類

- ・「福井県LPガス給付金」ホームページ (<https://www.fukui-lpg.jp/kyufukin.html>) から申請書類をダウンロードし、郵送または電子メールで事務局へご提出ください。必要に応じて追加書類の提出や説明を求められることがあります。
- ・また、書類の不備や確認に時間を要した場合は、給付額の決定までに時間を要することもありますのでご了承ください。

(2) 給付額の決定

- ・申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは登録決定通知書を送付します。
- ・申請書類の審査の結果、要件を満たさない場合は給付対象外または給付額が減額されるため、申請書に記載の金額と給付決定額が異なる場合がありますので予めご了承ください。

(3) 取り下げ

- ・登録申請を取り下げる場合は、取り下げ書を提出してください。

9 概算払い(必要な事業者のみ)

- ・給付金は原則として実績報告後の精算払いとなります。ただし、値引対象となる料金の支払時期より給付金の給付時期が大きく遅れる場合など、精算払いでは値引の実施が著しく困難となる場合は、事業者登録時の対象件数から想定される給付予定額の2/3(ただし、1万円未満の端数は切り捨て)を上限に概算払い(前払い)を請求することができます。
- ・概算払いを請求する場合は、登録決定通知書受領後、速やかに事務局へ概算払い請求書類を提出してください(令和8年6月5日最終締切)。

10 実績報告および給付金請求等

※全ての値引を実施後、速やかに報告してください(令和8年8月31日最終締切)。

(1) 実績報告書類

- ・「福井県LPガス給付金」ホームページ (<https://www.fukui-lpg.jp/kyufukin.html>) から実績報告書類チェックリストおよび実績報告書類をダウンロードし、添付書類を付けて、郵送または電子メールで事務局へご提出ください。(ただし、添付書類「値引を実施した一般消費者等の一覧」については必ずエクセルデータ等の集計可能な電子データでご提出ください。)必要に応じて追加書類の提出や説明を求められることがあります。
- ・値引の分かる検針票兼請求書または請求書の写しを家庭用、業務用(10万円未満)、業務用(10

万円以上)の各1部ずつ提出してください。業務用(10万円以上)は根拠となる月の請求書の写しも提出してください。

- ・また、書類の不備や確認に時間を要した場合は、給付金の給付までに時間を要することもありますのでご了承ください。

(2) 抽出検査

- ・添付書類「値引を実施した一般消費者等の一覧」から、事務局が抽出した契約について、抽出検査を行います。抽出された契約について、値引きの事実が確認できる書類を提出してください。

(3) 給付金の給付

- ・実績報告書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは給付金を給付します。
- ・実績報告書類の審査の結果、給付金を給付する旨を決定したときは、給付金を給付することで通知に代えます。別途通知等はいませんので、必ず給付金の振込先に指定した口座の通帳を記帳のうえご確認ください。なお、通帳に記帳される振込依頼人名は下記のとおりです。

振込依頼人名 シャ) フクイケンエルピーガスキョウカイ

- ・申請書類の審査の結果、要件を満たさない場合は給付対象外または給付額が減額されるため、申請書に記載の金額と給付額が異なる場合がありますので予めご了承ください。

11 不正受給

(1) 不正受給について

- ・給付金の不正受給は犯罪です。不正受給については、警察当局と連携し、厳正に対処します。
- ・不正受給と判断された場合、受給済の給付金に加え、返還日までの民法404条に基づく延滞金および給付金と同額を返還請求します。

(2) 不正受給の例

- ① 「7 申請要件」を満たしていないことを認識しているにもかかわらず申請する。
- ② 申請書に記載する数値(値引の件数・金額等)を偽って申請する。
- ③ 申請書類(値引の証拠書類等)を偽造して申請する。
- ④ 事業を実施していないにもかかわらず申請する。
- ⑤ 給付金受給後に、事務局や県から書類の追加提出や説明の求めがあったにもかかわらず拒否する、または電話連絡に出ない。
- ⑥ 給付金受給後に、事務局や県から書類の追加提出や説明の求めがあった際に、給付金受給時には同意していた給付金申請受付要項の内容について異議を申し立てる。
- ⑦ 給付金受給後に申請要件を満たしていないことが判明したにもかかわらず、返還に応じない。

12 その他

- ・本事業は、福井県の電気・ガス価格高騰緊急対策事業として、LPガス使用者を支援することを目的に、予算の範囲内において実施するものです。
- ・給付金の申請事務については、福井県LPガス給付金事務局(一般社団法人福井県LPガス協会)が実施します。給付金の内容に関する申請者からの問い合わせの対応、申請者への書類内容の確認や追加提出等の依頼については、原則、県委託業者から行いますのでご了承ください。

- ・ 給付金の給付の決定後に、申請要件に該当しない事実が発覚した場合は、給付金の給付の決定を取り消し、期限を定めて返金を指示します。この場合、申請者は、給付金を返金するとともに、返還日までの民法404条に基づく延滞金を支払うことになります。
- ・ 申請書類の内容確認または不備等に関する書類の再提出にかかる依頼については、土、日および祝日を除く午前9時00分から午後5時00分までの間に、申請書に記載した連絡先に電話により連絡させていただきます。福井県LPガス給付金事務局(電話番号 0776-33-6551)から電話がかかってきましたら、必ず電話に出てくださいようお願いします。なお、申請書類を受理してから2週間経過しても、電話による連絡が一切取れない場合には、給付金の申請を取り下げたものと見なし、審査を終了させていただく場合があります。また、上記の依頼に応じただけでない場合についても、給付金の申請を取り下げたものと見なし、審査を終了させていただく場合がありますのでご了承ください。
- ・ 行政書士でない者が、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは行政書士法で禁止されていますのでご注意ください。

